

第 106 回運営委員会（9 月 15 日）におけるご意見の保険者機能強化アクションプラン（第 5 期）への反映について

運営委員からのご意見	保険者機能強化アクションプラン（第 5 期）への反映状況
○ 新型コロナウイルス感染症により、特定健診・特定保健指導の実施にも大きな影響が出ている。<u>今までにない方法での実施ができないか、支部でのモデル的な実施も含め、取組の検討をお願いしたい。</u>	○ 資料 3－5（9 ページ）に以下の内容を記載。 （2）戦略的保険者機能関係 ① 第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ii）特定保健指導の実施率及び質の向上 ・ 特定保健指導について、引き続き、質を確保しつつ外部委託を積極的に推進するほか、<u>情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。</u>
○ 職員の働き方について、しっかり検証いただき、<u>業務量に見合った適切な人員配置を検討いただきたい。</u>	○ 資料 3－5（15 ページ）に以下の内容を記載。 （3）組織・運営体制関係 I）人事・組織に関する取組 ① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・ また、<u>支部ごとに業務量に応じた適正な人員配置を行う観点から、標準人員に基づく人員配置を行うとともに、次期システム構想等の実現による業務の効率化等の状況も踏まえ、標準人員の見直しについても検討する。</u>
○ システム刷新について、加入者のみならず、現場職員の視点を踏まえることが非常に重要。そのためにも、<u>設計段階から現場職員の意見を十分に反映させる必要がある。また、法改正にも対応できる柔軟なシステムの構築が必要。</u>	○ 資料 3－5（18 ページ）に以下の内容を記載。 （3）組織・運営体制関係 Ⅲ）その他の取組 ② 次期システム構想の実現等 ・ 業務改革検討プロジェクトの要件を取り込み、効率的な業務を行うことで基盤的保険者機能強化に寄与すること及び保健事業の機能改修やビックデータの分析など戦略的保険者機能強化に寄与することを目的に、<u>令和 5 年 1 月に新システムを構築する。</u>

運営委員会からのご意見	保険者機能強化アクションプラン（第5期）への反映状況
○ 事業所カルテは、協会と事業所が連携して健康づくりを進める上での有効なツールであるため、<u>事業所カルテの提供件数をアクションプランの KPI に盛り込むかどうか、ご検討いただきたい。</u>	○ 資料 3－5（10 ページ）に以下の内容を記載。 （2）戦略的保険者機能関係 iv) 健康経営（コラボヘルス）の推進 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。 <u>【KPI】</u> <u>健康宣言事業所数を 70,000 事業所以上とする。</u>
○ アクションプランの項目は全て意義があるものだが、各項目の優先度が分かりにくい印象がある。次期アクションプランの期間においては、協会けんぽの財政問題が最も重要になってくると考えられる。このため、<u>医療費適正化に注力できるような観点、また、国庫補助率 20%への引き上げに限らず医療保険制度の抜本的改革に繋がる意見発信を行うといった観点から、アクションプランの項目を見直すとともに、各項目の重要度にもメリハリをつけていただきたい。</u>	○ 資料 3－5（3、10、11 及び 13 ページ）に以下の内容を記載。 （1）基盤的保険者機能関係 ① 健全な財政運営 - 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 - 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主に対して情報提供を行い、理解を求める。また、<u>医療費適正化等の努力により、保険料の上昇を抑制するため、国や都道府県等の審議会等において、積極的に意見発信を行う。</u> （2）戦略的保険者機能関係 ② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 - 協会けんぽの運営の持続可能性を維持するためには、前提として、協会けんぽの存在意義や取組内容を、加入者・事業主に十分理解していただくことが必要である。 - 協会けんぽは、健保組合のように単一の事業主と従業員という構造になく、また、事業所数が約 230 万、加入者数が約 4 千万人と広報の対象が非常に多いため、事業主及び加入者に効果的に情報をお届けすることが必要である。 - このため、「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」とともに、「④健康づくり」を主な広報テーマとし、全支部で広報すべきコンテンツに関する広報資材の標準化や SNS 等による効果的な広報手法を検討し、<u>広報ツールを作成する。その上で、ツールを活用し、事業主や加入者等と接する様々なタイミングで広報を行う。</u>

運営委員会からのご意見	保険者機能強化アクションプラン（第5期）への反映状況
	・ さらに、加入者に身近な健康保険委員を活用した広報も重要であることから、積極的に委嘱拡大に向けた取組を強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌を通じた情報提供の充実を図る。 ⑥ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度の持続可能性の確保に向けた意見発信 iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 ・ <u>医療保険部会や中央社会保険医療協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。</u> ・ <u>また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対して、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。</u>
○ 特定健診・特定保健指導の推進は大きな柱である。現在、被保険者本人向けの取組が多いが、<u>家族の健康づくりも重要であり、家族へのアプローチ方法についても今後検討していただきたい。</u>	○ 資料3-5（8及び10ページ）に以下の内容を記載。 （2）戦略的保険者機能関係 ① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 ・ 特定健診について、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を実施する。 <u>また、被扶養者の特定健診については、がん検診との同時実施など地方自治体との連携を推進し、実施率の向上を図る。</u> iv) 健康経営（コラボヘルス）の推進 ・ <u>健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。</u>